

インターネットを利用した契約者貸付と 民法478条の類推適用

上智大学教授
深澤泰弘 Yasuhiro Fukazawa

東京高裁令和5年4月12日判決
令和4年（ネ）第5239号
債務不存在確認請求控訴事件
判例集未搭載

原審：東京地裁令和4年10月20日判決
令和3年（ワ）第32175号
債務不存在確認請求事件
WestLaw 2022WLJPCA10208015

I 事実の概要

X（原告、控訴人。当時60歳）は、平成27年2月10日、生命保険会社Y（被告、被控訴人）と保険料合計1000万円の生命保険契約（以下「本件保険契約」という。）を締結した。本件保険契約の約款には、保険契約者はYから解約返戻金のうちYが定める範囲内の金額の貸付けを受けることができ、保険金又は解約返戻金の支払の際に貸付金の元利金が差し引かれる旨の、いわゆる契約者貸付制度に関する定めがあった。

Yは、X名義での契約者貸付の申込みを受け、令和元年5月21日から同年6月21日の間に合計9件798万円の貸付け（以下「本件各貸付け」という。）を実行し、いずれもX名義の銀行口座（以下「本件口座」という。）に振り込んだ。本件各貸付けの申込みは、Yが平成30年8月6日に開始したインターネット上のサービスであ

る「Y生命マイページ」（以下「マイページ」という。）を經由して行われた。

ところで、平成29年9月にXの二女と婚姻したBは、二女とともにXと同居していたところ、平成30年9月7日、Xに対し、海外旅行に連れて行くので銀行口座を開設してほしい旨申し入れた。Xは、銀行口座の開設をBに依頼し、自らのスマートホンにBに貸した。Bは、同日、X名義の本件口座を開設した。Xは、同日、Bに海外旅行の資金を出してほしいと依頼され、X名義の預金口座から300万円を引き出し、Bに交付した。Bは、同日、この300万円を本件口座に入金したが、同日中に本件口座から自己名義の預金口座に300万円を送金した。本件各貸付けに係る貸付金は、いずれも本件口座に入金されているところ、9件のうち7件については入金当日に本件口座からB名義の口座に同額の送金がされ、残り2件についても、入金の2日後までにほぼ全額がコンビニエンスストアのATMで引き出されていた。なお、Bは、令和元年11月2日から行方が分からなくなっており、Xの二女との離婚訴訟における訴状は公示送達の方法により送達された。

Xは、Yを貸主としてX名義で借り入れられた9件の借入れにつき、これらの借入れはXの娘の元夫であるBがXに無断で行ったものであるから、Xはその返還債務を負わないと主張して、貸金返還債務の不存在確認を求める訴えを提起した。